

令和7年度 滋賀県環境審議会環境企画部会
環境アセスメント制度見直し小委員会（第3回） 概要

- 1 開催日時 令和7年（2025年）8月20日（水）13時30分～14時40分
- 2 開催場所 危機管理センター災害対策室2
- 3 出席委員 小山委員、坂下委員（Web）、島田委員（Web）、田中委員長（Web）、樋口委員、前迫委員（Web）、吉田委員（以上7名）
- 4 議 事 （1）環境アセスメント制度の見直しについて（答申案）
（2）その他

【配布資料】

- 資料1 滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて（第2次答申（案））
- 資料2 答申参考資料 環境アセスメント制度の見直しに向けた検討結果について
- 資料3 河川から一定距離の検討について
- 参考資料1 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会第1回議事概要
- 参考資料2 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会第2回議事概要
- 参考資料3 滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会設置要領

5 議事概要

（1）環境アセスメント制度の見直しについて（答申案）

- ・事務局から資料1、2、3を説明した後の意見等は以下のとおり。

（委員長）

はじめに、本日欠席の委員の意見を事務局からご紹介ください。

（事務局）

まず、資料3（河川から一定距離）の考え方について、県内で水質環境基準等が設定されている27河川は地域を代表する河川であり、県内に均一に分布していることから選定方法として適当である。また、河川の両端からそれぞれ200mという考え方

についても妥当と考えられる。加えて、根拠として添付いただいた論文は信頼性のあるものであると考えられる。

次に、資料1（答申案）についても特段異論はない。とのことです。

（委員長）

承知しました。それでは、本日、出席の委員の皆様、ご意見をお願いします。

（委員）

前回、7月7日の小委員会でも議論した「河川から一定距離」を何メートルに設定するかという点について、事例（航空写真）や根拠資料も示しながら明瞭にご説明いただけたと思います。資料3、P.4のご説明で「愛知川の場合、河川から200mだと河畔林がはみ出るけれども、森林地域であるということでクリアされる」との説明がありました。その点について、再度、確認の意味でご説明をお願いします。

（事務局）

「河川から一定距離」は、資料1、P.12-13に記載しています【A】手続緩和エリアにならないエリアの1つとして設定しています。【A】手続緩和エリアにならないエリアは、「河川から一定距離」以外にも、ヨシ群落保全区域や森林地域といった他の区域との重ね合わせで設定していますので、資料3、P.4の愛知川の河畔林は「河川から一定距離」だとその一部がはみ出てしまいますが、森林地域に含まれますので【A】手続緩和エリアにならないエリアに該当し、従来どおり配慮書からの手続が必要であるという説明です。

（委員）

承知しました。河川から200mという比較的広い範囲で【A】手続緩和エリアにならないエリアが設定されており、さらに、その外側にある生態系保全の観点から重要な場所についても【A】手続緩和エリアにならないエリアとしてしっかりと手続が実施される仕組みとのことで理解しました。ありがとうございます。

（委員）

前回、7月7日の小委員会で委員から指摘のあった事項にしっかり対応できており、よくまとまっていると思います。その中で、前回の小委員会では、河川から一定距離の範囲については、地下水の保全等の観点から設定するとの説明がありました。その際、地下水の水脈については、まだ把握できておらず、今後、知見を集約していくという説明でした。この時の御説明と、今回、河川から200mの範囲と決められたこととの関係を教えてください。

（事務局）

今回の河川から200mという範囲の設定に当たり、県内の地下水脈の流動を把握し反映できた訳ではありません。今回は、国内あるいは諸外国の文献（知見）をもとに、治水や利水環境の保全、地下水の保全、生物多様性の保全といった観点が必要と

なる最大の距離として 200m を設定したものです。なお、各文献では、地下水保全の観点で必要な距離は 10-50m 程度とされており、200m であれば地下水の保全上も特段の問題はないものと考えています。

(委員)

承知しました。

(委員)

資料 1 の答申案、資料 2 および 3 の補足説明資料の内容に対しては特に異論ありません。

その上でのコメントです。今回、資料 1、77 行目から 83 行目までの部分を追記いただきました。この部分が大変重要と考えており、今後、制度化される際には、まず県民の方に「アセスメント制度が緩和された」という間違った認識をされないように情報発信に注意いただきたいです。今回の制度改正は琵琶湖を中心とした森・川・里・湖、豊かな自然環境を守る観点を十分に考慮したものであること。自然環境をしっかりと守るとともに、経済活動を維持していくことの必要性。その両方の観点を考慮した制度改正であることを、今後、広報などで説明するときに注意して発信してください。今回は、アセス制度を一方的に緩和した訳でも、アセス制度を一方的に厳しくした訳でもなく、琵琶湖を中心とした自然環境を守ることを最大限考慮した制度改正であることをしっかりと県民に P R いただいて、滋賀県独自の制度見直しであることを発信いただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今の御意見をしっかりと胸に刻み、今後、情報発信を進めてまいります。資料 1、P.191 行目以降に記載した滋賀県環境影響評価技術指針は、滋賀県の告示で定めるものです。本県の姿勢を告示で定めることとなりますので、滋賀の方向性を皆さんに知っていただけるかと思っております。

(委員)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(委員長)

関連してコメントを申し上げます。委員から「一部の情報が切り取られて誤解を生じさせないように気を付けてほしい」とコメントがあり、本当にそのとおりだと思います。その一方で、今回の制度改正は情報発信に足りるものであり、しっかりと情報発信してくださいとも受け取れる激励のコメントとも思います。私も同意見であり、特に本日事務局から説明のありました資料 3 の「河川から一定距離」の案については、国際的なセットバックの基準と照らし合わせても良い意味でかなり大胆な数値の提案であると感じています。

第 1 回の小委員会で委員が今回の制度改正を「攻めの環境保全」とも表現されまし

たが、規制緩和をしつつも環境に対する不可逆的な変更が起きないように担保することがこの小委員会での議論のベースでありましたので、開発を認めてしまい大変なことが起きないように通常の規制より少し高めのハードルを設けることが安全面を考えても重要なことです。その意味でも、本日、事務局から提案のあった河川から 200m という距離は国内外の知見と照らし合わせても高めのハードルですので、委員の仰るような情報発信の材料としてもアピールポイントになり得ると思います。ですので、一部を切り取られた否定的な解釈にならないようにというのは勿論のこと、今回の制度改正の内容を広く非専門家の方、一般県民の方、国県外の関係者に広く発信していただきたいと思います。

あと、もう 2 点ございまして、答申案で O E C M や N b S という言葉が使われており、これらは最近、国も非常に重視している考え方です。そのため、国の施策とタイアップするような情報発信も考えていただきたいと思います。一方で、これらの言葉は業界用語としては一般的ですが、県民の方には十分認知されていないのが現状と思いますので、できましたら、答申案の中で括弧書きで説明をするだけでなく、ページの下に 2-3 行のもう少し丁寧な用語解説を設けられた方が良いでしょう。

それから、C O₂ ネットゼロ社会づくりの観点で事務局から説明がありましたが、明後日、C O₂ ネットゼロ審議会があると思いますので、もし間に合うようであれば、最近の県の動向として、小委員会でこういったことを決定したということを担当課に情報提供いただくと良いかと思います。

(委員長)

委員の皆様、他にご意見はございませんか。

(全委員)

特にありません。

(委員長)

承知しました。それでは、本日出た意見を事務局で答申案に反映し、本小委員会のとりまとめとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、今後そのように進めさせていただきます。

(2) その他

(委員長)

次に、議事(2) その他とありますが、委員または事務局から何かありますか。

(事務局)

委員の皆様からは何も無いようですので、事務局から今後のスケジュールを説明します。本日の小委員会でもいくつかご意見をいただきましたので、答申案に反映しまして、小委員会のとりまとめとさせていただきます。修正後の答申案につきましては委員の皆様にも共有いたします。

その後、決裁手続を経まして、小委員会のとりまとめを令和7年10月20日に開催予定の滋賀県環境審議会環境企画部会に報告し、ご審議いただき、知事あての第2次答申とさせていただきます。知事への答申がなされました後は、速やかに条例と規則の改正案を作成し、12～1月頃のパブリックコメントを経て、議会に議案として提出してまいりたいと考えています。

(委員長)

10月20日の環境企画部会で委員の皆様から同意いただけた場合、いつから制度は施行されますか。

(事務局)

制度化は県議会との兼ね合いもありますが、来年度から施行することを目指して手続を進めていければと考えています。

(委員長)

なるべく速やかに制度化が出来るよう、手続をお願いします。

【以上】